

別紙 2

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の改正案

現 行	改 正 案
<p>別表第一 医科診療報酬点数表</p> <p>第1章 基本診療料 第2部 入院料等 第1節 入院基本料</p> <p>A101 療養病棟入院基本料（1日につき） 1～7 （略）</p> <p>注1 病院の療養病棟（医療法第1条の5第3項に規定する療養型病床群（以下この表において「療養型病床群」という。）に係る病棟として地方社会保険事務局長に届け出たものをいう。以下この表において同じ。）であって、看護配置、看護婦比率、看護補助配置その他の事項につき別に厚生大臣が定める基準に適合しているものとして保険医療機関が地方社会保険事務局長に届け出た病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に掲げる区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。</p>	<p>別表第一 医科診療報酬点数表</p> <p>第1章 基本診療料 第2部 入院料等 第1節 入院基本料</p> <p>A101 療養病棟入院基本料（1日につき） 1～7 （略）</p> <p>注1 病院の療養病棟（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床（以下この表において「療養病床」という。）に係る病棟として地方社会保険事務局長に届け出たものをいう。以下この表において同じ。）であって、看護配置、看護婦比率、看護補助配置その他の事項につき別に厚生大臣が定める基準に適合しているものとして保険医療機関が地方社会保険事務局長に届け出た病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に掲げる区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。</p>

2 以下 (略)

A108 有床診療所入院基本料 (1日につき)

1・2 (略)

注1 有床診療所 (療養型病床群に係るものを除く。) であって、看護配置その他の事項につき別に厚生大臣が定める基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者について、当該基準に掲げる区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

2 以下 (略)

A109 有床診療所療養病床入院基本料 (1日につき)

入院基本料 853点

注1 有床診療所 (療養型病床群に係るものに限る。) であって、看護配置その他の事項につき別に厚生大臣が定める基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者 (第3節の特定入院料を算定する患者を除く。) について、当該基準に掲げる区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

2 注1に規定する有床診療所以外の療養型病床群を有する有床診療所については、当分の間、別に厚生大臣が定める基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た場

2 以下 (略)

A108 有床診療所入院基本料 (1日につき)

1・2 (略)

注1 有床診療所 (療養病床に係るものを除く。) であって、看護配置その他の事項につき別に厚生大臣が定める基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者について、当該基準に掲げる区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

2 以下 (略)

A109 有床診療所療養病床入院基本料 (1日につき)

入院基本料 853点

注1 有床診療所 (療養病床に係るものに限る。) であって、看護配置その他の事項につき別に厚生大臣が定める基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者 (第3節の特定入院料を算定する患者を除く。) について、当該基準に掲げる区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

2 注1に規定する有床診療所以外の療養病床を有する有床診療所については、当分の間、別に厚生大臣が定める基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た場

た場合に限り、当該有床診療所に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）につき、当該基準に定める区分に従い、特別入院基本料として、次に掲げる点数を算定できる。

特別入院基本料 748点

3～5 (略)

6 当該診療所においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ～ト (略)

チ 診療所療養型病床群療養環境加算

リ 重症皮膚潰瘍管理加算

第2節 入院基本料加算

A 2 2 3 診療所療養型病床群療養環境加算 (1日につき)

1 診療所療養型病床群療養環境加算1 90点

2 診療所療養型病床群療養環境加算2 40点

注 診療所の療養型病床群であって、別に厚生大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方社会保険事務局長に届け出たものに入院している患者について、当該基準に掲げる区分に従い、所定点数に加算する。

A 2 3 0 精神病棟入院時医学管理加算 (1日につき) 5点

注 医療法第21条ただし書き及び同法施行令第4

合に限り、当該有床診療所に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）につき、当該基準に定める区分に従い、特別入院基本料として、次に掲げる点数を算定できる。

特別入院基本料 748点

3～5 (略)

6 当該診療所においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ～ト (略)

チ 診療所療養病床療養環境加算

リ 重症皮膚潰瘍管理加算

第2節 入院基本料加算

A 2 2 3 診療所療養病床療養環境加算 (1日につき)

1 診療所療養病床療養環境加算1 90点

2 診療所療養病床療養環境加算2 40点

注 診療所の療養病床であって、別に厚生大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方社会保険事務局長に届け出たものに入院している患者について、当該基準に掲げる区分に従い、所定点数に加算する。

A 2 3 0 精神病棟入院時医学管理加算 (1日につき) 5点

注 医療法等の一部を改正する法律(平成12年法

条の8の規定に基づく都道府県知事の許可（同法第21条第1号又は第1号の2の規定による従業者の標準の例外に係るものに限る。）を受けていない精神病棟であって、医師配置及びその他の事項につき別に厚生大臣が定める基準に適合するものとして保険医療機関が地方社会保険事務局長に届け出た病棟に入院した患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料を含む。）のうち、精神病棟入院時医学管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、所定点数に加算する。

律第 号) による改正前の医療法第21条ただし書き及び医療法施行令等の一部を改正する政令(平成12年政令第 号) による改正前の医療法施行令第4条の8の規定に基づく都道府県知事の許可（同法第21条第1号又は第1号の2の規定による従業者の標準の例外に係るものに限る。）を受けていない精神病棟であって、医師配置及びその他の事項につき別に厚生大臣が定める基準に適合するものとして保険医療機関が地方社会保険事務局長に届け出た病棟に入院した患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料を含む。）のうち、精神病棟入院時医学管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、所定点数に加算する。

別表第二

歯科診療報酬点数表

第2部 入院料等

第1節 入院基本料

A101 療養病棟入院基本料（1日につき）

1～7 （略）

注1 病院の療養病棟（医療法第1条の5第3項に規定する療養型病床群（以下この表において「療養型病床群」という。）に係る病棟として地方社会保険事務局長に届け出たものをいう。以下この表において同じ。）であって

別表第二

歯科診療報酬点数表

第2部 入院料等

第1節 入院基本料

A101 療養病棟入院基本料（1日につき）

1～7 （略）

注1 病院の療養病棟（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床（以下この表において「療養病床」という。）に係る病棟として地方社会保険事務局長に届け出たものをいう。以下この表において同じ。）であって、看護

、看護配置、看護婦比率、看護補助配置その他の事項につき別に厚生大臣が定める基準に適合しているものとして保険医療機関が地方社会保険事務局長に届け出た病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に掲げる区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

2 以下（略）

A105 有床診療所入院基本料（1日につき）

1・2 （略）

注1 有床診療所（療養型病床群に係るものを除く。）であって、看護配置その他の事項につき別に厚生大臣が定める基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者について、当該基準に掲げる区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

2 以下（略）

A106 有床診療所療養病床入院基本料（1日につき）

入院基本料 853点

注1 有床診療所（療養型病床群に係るものに限る。）であって、看護配置その他の事項につき別に厚生大臣が定める基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患

配置、看護婦比率、看護補助配置その他の事項につき別に厚生大臣が定める基準に適合しているものとして保険医療機関が地方社会保険事務局長に届け出た病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に掲げる区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

2 以下（略）

A105 有床診療所入院基本料（1日につき）

1・2 （略）

注1 有床診療所（療養病床に係るものを除く。）であって、看護配置その他の事項につき別に厚生大臣が定める基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者について、当該基準に掲げる区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

2 以下（略）

A106 有床診療所療養病床入院基本料（1日につき）

入院基本料 853点

注1 有床診療所（療養病床に係るものに限る。）であって、看護配置その他の事項につき別に厚生大臣が定める基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者（

者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に掲げる区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

- 2 注1に規定する有床診療所以外の療養型病床群を有する有床診療所については、当分の間、別に厚生大臣が定める基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た場合に限り、当該有床診療所に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）につき、当該基準に定める区分に従い、特別入院基本料として、次に掲げる点数を算定できる。

特別入院基本料 748点

3～5 (略)

- 6 当該診療所においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ～ホ (略)

へ 診療所療養型病床群療養環境加算

第2節 入院基本料加算

A 2 1 9 診療所療養型病床群療養環境加算（1日につき）

- | | | |
|---|-------------------|-----|
| 1 | 診療所療養型病床群療養環境加算 1 | 90点 |
| 2 | 診療所療養型病床群療養環境加算 2 | 40点 |

第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に掲げる区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

- 2 注1に規定する有床診療所以外の療養病床を有する有床診療所については、当分の間、別に厚生大臣が定める基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た場合に限り、当該有床診療所に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）につき、当該基準に定める区分に従い、特別入院基本料として、次に掲げる点数を算定できる。

特別入院基本料 748点

3～5 (略)

- 6 当該診療所においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ～ホ (略)

へ 診療所療養病床療養環境加算

第2節 入院基本料加算

A 2 1 9 診療所療養病床療養環境加算（1日につき）

- | | | |
|---|-----------------|-----|
| 1 | 診療所療養病床療養環境加算 1 | 90点 |
| 2 | 診療所療養病床療養環境加算 2 | 40点 |